



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
<福利厚生>は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

1 ~助成金のお知らせ~

課題解消のヒント集 その19

正社員への転換を支援する助成金

- ▶ 「有期や無期の契約社員に教育訓練をしたい」「パート、アルバイト、派遣社員などで正社員化したい社員がいる」といった、いわゆる非正規雇用労働者として雇用し、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させた後に正社員化、処遇改善の取組を実施した場合に活用できる助成金のご案内です。
- ▶ 知識や技能習得訓練を行う場合の「人材開発支援助成金」、正社員化と処遇改善を行う場合の「キャリアアップ助成金」。これら二つの助成金を組み合わせることも可能です。

1. 【人材開発支援助成金】

職務に関連する専門的な知識や技能を習得させるための教育訓練等を行った場合に、**訓練に従事した時間分の賃金や訓練にかかった経費の一部が助成**されます。訓練の種類などによって複数のコースが用意されています。その中でも、正社員への転換を支援する助成金として、**有期雇用労働者**を対象に次の訓練コース活用が可能です。

▶ 人材育成支援コースの助成率・助成額

対象となる訓練		経費助成率	賃金助成額 (1人1時間当たり)
人材育成訓練	有期契約労働者の訓練機会確保のため10時間以上のOFF-JT(※1)訓練を実施	70% 【85%】	800円(400円)
有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的としたOFF-JTとOJT(※2)を組み合わせた2か月以上の訓練を実施	75% 【100%】	【1,000円(500円)】

【 】内は訓練終了後に賃上げ等をした場合、()内は中小企業以外の助成額

※1. Off-JT(オフ・ザ・ジョブ・トレーニング)とは、職場での実務を離れ、セミナーや研修、eラーニングなどで専門的な知識やスキルを体系的に学ぶ研修手法。 ※2. OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング:職場内訓練)

2. 【キャリアアップ助成金】

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施する場合に助成**されます。

▶ キャリアアップ助成金

助成内容	助成額(1人当たり)		
	要件	重点支援対象者★	左記以外
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合 ※正規雇用労働者へ転換または派遣労働者を 正規雇用労働者等として直接雇用	有期→正規	80万円(60万円)	40万円(30万円)

★重点支援対象者とは、雇入れから3年以上の有期雇用労働者、雇入れから3年未満で正規雇用労働者として雇用された期間が1年以下の者等、派遣労働者、人材開発支援助成金の特定訓練修了者等
()内は中小企業以外の助成率、助成額

2 3月は価格交渉促進月間です！

親子事業者間の取引の適正化で従業員 の賃上げ を

▶3月と9月は「価格交渉促進月間」です。中小企業における賃上げを実現するためには、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に転嫁することが重要です。

▶発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進するために、様々な取組を実施しております。

価格転嫁サポート窓口の設置	価格交渉に応じてもらえない等の取引上のお悩みを相談できるよろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」を整備しています。 (問) TEL: 06-4708-7045
取引かけこみ寺の設置	下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談について専門の相談員や弁護士によるアドバイス等を通じて、下請取引の適正化を推進します。 (問) TEL: 0120-418-618 ※オンライン相談、対面相談も可能。

「価格交渉促進月間」

▼▼詳細はコチラ▼▼



◆【取適法（中小受託取引適正化法）】とは？（以下、取適法）

価格交渉を円滑に進めるための環境整備が進む中、法律面でも中小企業の賃上げを後押しする改正が行われました。

その中で、取適法（中小受託取引適正化法）における賃上げ促進のポイントをご紹介します。

- ▶本年1月1日より下請法（下請代金支払遅延等防止法）の改正・施行に伴い、法律名が取適法に変わり、規制内容の追加や規制対象が拡大されました。
- ▶本改正は、賃上げにも寄与することが期待されています。（詳細は右下2次元コードから）

✔ 「取適法」が賃上げを促進する主なポイント

- ▶取引の適正化: 親子事業者間の公正な取引を推進し、中小受託事業者(下請事業者)が適正な対価を得やすくなります。これにより、不当なコスト削減が抑制され、利益確保に繋がります。
 - ▶価格転嫁の円滑化: コスト増の価格転嫁がよりスムーズに。確保された利益が、従業員の賃金上昇の原資となります。
- 取適法は、中小受託事業者を守り、賃上げにつながる健全な取引を後押しします。賃上げや働く環境の改善に繋げることは、人材確保の一助になります。

◎その他の

取適法に関するご相談は、公正取引委員会までお問い合わせください。

公正取引委員会：TEL [0120-060-110](tel:0120-060-110)

詳細は
『ホームページ』
からも見れるよ

こちら



～東大阪市では、お電話または面談での労働相談を行っています～

働く上で労働者が抱えるさまざまな問題、事業主が抱える疑問に対して、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行います。

労働者や事業主が日ごろ悩んでいること、困っていることについて気軽に相談していただけます。

ご相談内容の例

◆賃金のこと

- ・賃金、残業代を支払ってもらえない！

◆労働条件のこと

- ・労働契約・就業規則について教えてほしい！
- ・労働時間・休暇・休日・有給休暇について ・予告なしに解雇された！
- ・パートタイマーや派遣や契約社員も育児休業や介護休業を取得できますか？
- ・事業主だが、法令や労務管理などについて教えてほしい
- ・労働組合について教えてほしい

◆保険のこと

- ・パートや派遣社員、契約社員も雇用保険に入ることができますか？
- ・パートタイマーも失業給付を受けられますか？
- ・仕事中にケガをしましたが労災保険の給付を受けられますか？

◆ハラスメントについて

- ・パワハラやセクハラなどのハラスメントで悩んでいる ・性的指向、性自認に関連する労働問題

などなど…



受付時間：月～水・金曜日の「9時から12時」・「12時45分から17時30分」

(木・土・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までは休み)

『労働雇用政策室労働相談』 Tel [06-4309-3179](tel:06-4309-3179)

※就労先の紹介や斡旋は行っていません。

ユトリート東大阪(東大阪市勤労市民センター)でも同様の相談をお受けしています。

受付時間：火・金・土曜日の9時から17時 ※無料・秘密厳守・安心してご相談ください。

(※月・水・木・日曜日、祝日は休み)

メール相談：mailto:info_higashiosakakinroh@house-bs.co.jp

『ユトリート東大阪労働相談』 Tel [06-6721-6000](tel:06-6721-6000)

※就労先の紹介や斡旋は行っていません。